

◎新潟県告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アイン北陸	新潟市中央区湖南24番地2	ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4丁目2-24	令和7年7月31日
有限会社 須田義肢製作所	魚沼市大石44番地1	有限会社 須田義肢製作所	魚沼市大石44番地1	令和7年9月30日